

令和3年8月17日

会員各位

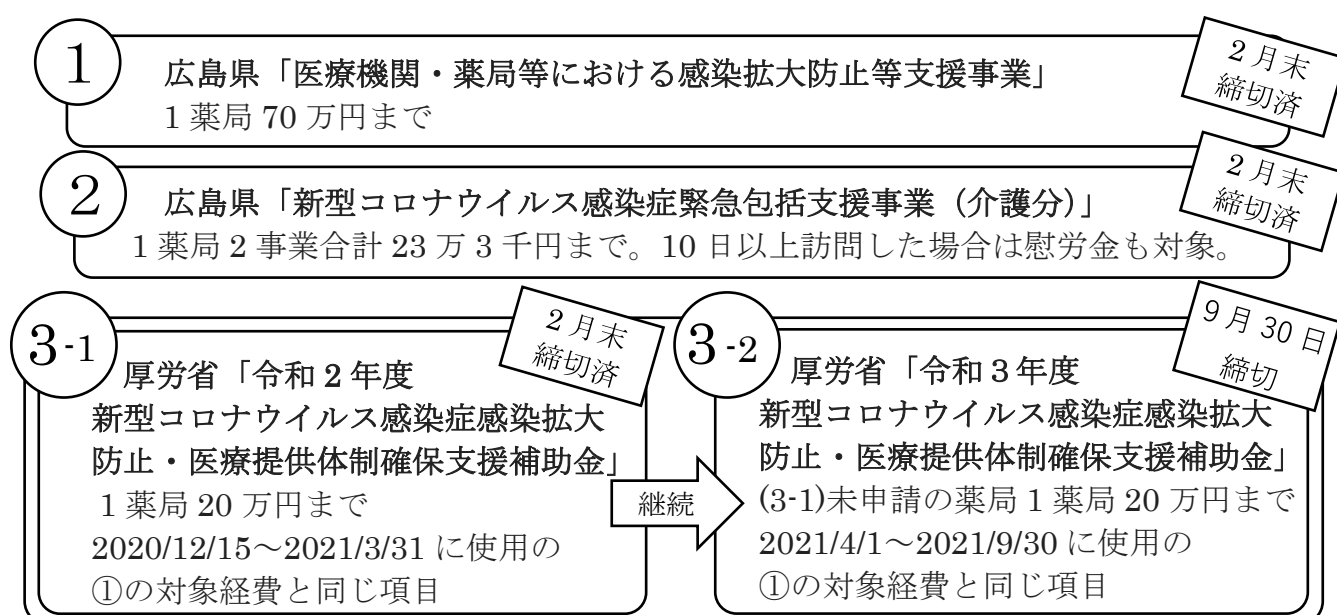
広島県薬剤師会

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記補助金につきましては、感染拡大を防ぐための取組を行う保険薬局を対象として、20万円を上限として補助されるものでありますが、締め切りが迫っておりますのでお知らせいたします。

本事業は、昨年度実施された「令和2年度事業」(3-1)と同趣旨にて、「令和3年度事業」(3-2)として実施されているものです。「令和2年度事業」(3-1)を申請されていない場合には、9月30日までに遺漏なく、申請の手続きをしていただきますようお願いいたします。



本補助金による補助の対象経費は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までに要した経費であり、対象経費の考え方は、令和2年度「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」①（上限70万円/広島県へ申請）と同様ですが、本事業は国の直接補助事業であるため、補助金の申請は薬局から直接厚生労働省に行っていただきます。詳細につきましては厚生労働省ホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17941.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html)

- 補助基準額（上限）：1 薬局 20 万円
- 補助対象経費：賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。  
医療提供体制確保のための費用が幅広く対象になります。
- 提出期限：令和3年9月30日（当日消印有効）
- 問い合わせ先：厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター  
0120-336-933（受付時間は平日9：30～18：00）